

都内の医療機関で受診された場合

令和 8 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に都内の医療機関等で産婦健康診査・1 か月児健康診査を受診された方は、受診票を使用できません。自己負担いただいた健康診査の費用は、【電子申請フォーム】板橋区 産婦健康診査・1 か月児健康診査料償還払い(払い戻し)申請よりご申請ください。

(1) 医療機関にて健康診査の費用を一旦お支払いください。

※産婦健康診査を受診する場合は、板橋区からの依頼文を医療機関にお渡しください。

※健康診査の結果は、母子健康手帳に記載するよう医療機関にご依頼ください。

※領収書・明細書は大切に保管してください。紛失された場合は、償還払いの手続きが行えません。

(2) 電子申請フォームより償還払いの申請をしてください。

※申請は、原則 1 回のみです。全ての健康診査(産婦健康診査・1 か月児健康診査)を終えてからご申請ください。

※申請期限は、出産した日より 1 年以内です。(2026 年 4 月 1 日に出産された方は 2027 年 3 月 31 日までが申請期限)

※申請前に ①母子健康手帳 ②健康診査の領収書と明細書 ③振込口座がわかるもの(産婦ご本人のもの)をご準備ください。

(3) 申請後、約 3 か月で口座に振り込まれます。

※助成金額については、決定通知書でお知らせいたします。